

議案第41号

沼田市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、首記議案を別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日提出

沼田市議会議長 野村洋一様

提出者 議会運営委員会 委員長 大島 崇行

賛成者 同 副委員長 星野 佐善太

同 委員 茂木 清七

同 同 桑原 敏彦

同 同 中村 浩二

同 同 井上 弘

同 同 大東 宣之

同 同 高山 敏也

沼田市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

沼田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 沼田市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現させるための基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関する事。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。